

通知預金商品説明書

株式会社SBI新生銀行

(2023年1月4日現在)

1.商品名	●通知預金
2.取引形態	●ステートメント口または証書口をご選択いただきます。
3.販売対象	●法人のお客様
4.預入期間	●定めなし。ただし、据置期間（預入日から7日間）は、原則として払戻しできません。
5.預入方法・取扱通貨・最低預入金額・預入単位	(1) 預入方法 一括預入 (2) 取扱通貨 円 (3) 最低預入金額 一口5万円以上 (4) 預入単位 1円単位
6.払戻方法	●元金と利息を一括して払い戻します。 ●この預金の払戻しを希望されるお客様は、解約日の2日前までに、この預金を解約する旨を当行に通知する必要があります。 ●ステートメント口の場合には、一部解約を行い元金の一部について払戻しすることができます。これに対して、証書口の場合には、一部解約はできず、元金の一部について払い戻しすることはできませんので、ご注意ください。
7.利息	(1) 適用利率 毎日の店頭表示の利率を適用する変動金利です。なお、据置期間内にこの預金を解約する場合には、解約日における店頭表示の普通預金（法人用）の利率となります。 具体的な利率については、窓口または法人コールセンターなどにてお問い合わせください。 (2) 利払頻度 元金の払戻時に一括して支払います。 (3) 計算方法 預入日から解約日の前日までの日数につき、付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。端数は切り捨てます。
8.預金保険	●預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません（全額保護の対象となる「決済用預金」ではありません。）。
9.当行が契約している指定紛争解決機関	●お取引についてのトラブルなどは、金融ADR制度により指定された紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用が可能です。金融ADR制度とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
10.税金	●総合課税となります。ただし、非課税法人の場合、非課税となります。 ●詳しくは、お客様ご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。